Monter thérapie®

モンテセラピー協会　定款

第1章　総則

（名称）

第一条　当会は、モンテセラピー協会と称する。

（事務所）

第二条　当会は本部を東京都渋谷区代々木３丁目 45 番地２号　西参道Ｋハウス２階に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第三条　当会は人間本来の持つ恒常性維持機能（ホメオスタシス）を高める考え方と技術と商品を広め、当会の会員の繁栄と発展を目的とし、それにより人間本来の持つ恒常性維持機能を正常化する事を通じて美と健康で社会に貢献する。

（事業）

第四条　当会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

１、恒常性維持機能向上の為の理論及び技術体系と商品の確立。

２、恒常性維持機能の向上活性化に関する新しい情報、技術、傾向、商品などの情報を会員に提供。

３、モンテセラピー、その他恒常性維持機能を高める為のメソッドの普及。

４、モンテセラピスト及びモンテトレーナー育成の為の直営校、認定校及び新たなメソッドの為の教育機関の開設、認定。

５、会員相互の親睦と情報交換を密にし、会員のフレンドシップを高める。

６、その他、当会の目的達成に必要とする事業。

第３章　運営

（運営）

第五条　当会の運営は株式会社リードが行う。

第４章　役員

（種別）

第六条　当会は次の役員を置く。

１、理事　若干名

内、会長１名・副会長　若干名・理事　若干名・監事１名

２、会長、副会長、理事は互選とする。
３、理事、監事は会長、副会長、理事が選出する。
４、副会長、理事は必要に応じておく事ができる。
５、理事及び監事は兼務する事が出来ない。

（職務）
第七条
１、理事は理事会の議決に基づいて会務を執行する。
２、会長は当会を代表し会務を統括する。
３、副会長は会長を補佐する。
（任期）
第八条
１、役員の任期は２ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
２、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
（解任）
第九条
１、役員で役員として相応しくない行為があった時は、理事会の議決により解任する事が出来る。

第 5 章　会員
（会員の種別）
第十条　当会の会員は特別会員、一般会員、法人会員、賛助会員とする。
１、特別会員はモンテセラピープロフェッショナルスクールでモンテフェイスジュニアセラピスト、モンテボディジュニアセラピスト、モンテフェイスケアセラピスト、モンテボディケアセラピスト、モンテセラピスト、モンテトレーナーの資格取得者。
２、一般会員はモンテセラピーフェイシャル認定店 / 優良店、ボディ認定店 / 優良店。
３、法人会員はモンテセラピー取扱正規代理店。
４、賛助会員は株式会社リード。
（義務）
第十一条　当会の目的の為の、指定の（技術・機具・商品・資料）を使用する事。
（退会）
第十二条　当会の会員は次の理由によってその資格を失う。
１、当会の規定に違反したとき。
２、死亡したとき。
３、退会の意思を正式に書面にて表明したとき。
（除名）
第十三条　会員が次の各項の一つに該当するときは、理事会の過半数の議決によりこれを除名することが出来る。

１、当会の名誉を著しく傷つけ、または当会の目的に違反する行為があった時。
２、当会の会員としての義務に違反したとき。
（免責条項）
第十四条　当該会員による違法行為、社会的公序良俗を乱す行為等に関し当会は一切の責任を負わない。

第６章　理事会

第十五条　理事会は役員による総会とする。
（招集）
第十六条
１、理事会は株式会社リードが招集する。
２、理事会を招集する時は会議を構成する役員に対し目的、日時、場所を事前に通知する。
（定数）
第十七条　理事会開催定数は役員の過半数の出席とする。但し、欠席者の書面による委任状も出席とする。
（議決）
第十八条　議決は出席者の過半数の同意をもって決する。
（議事録）
第十九条　議事録を作成し出席理事の署名捺印の上保存する。

第７章　資産

第二十条　当会の資産は、当会の定める方法に従って、モンテセラピー協会が管理する。

第８章　定款の変更並びに解散

（定款の変更）
第二十一条　この定款について、補足、変更の必要の有る時は理事会の議決をもって決定する。
（解散）
第二十二条　当会の解散は理事会の議決をもって決定する。

第９章　雑則

第二十三条　本定義は平成 26 年 9 月 5 日から実施する。
（細則）
第二十四条　本定義の施行及び運営、管理について必要事項及び、本定款以外の必要事項は、理事会の議決を経て細則を別に定める。